

埼玉県における総合評価方式の取り組みについて

埼玉県県土整備部技術管理課

1. はじめに

バブル経済の崩壊後、厳しい財政状況により公共事業への投資が減少した結果、著しい低価格入札に伴う手抜き工事、下請業者や労働者へのしわ寄せ、公共工事の品質低下に関する懸念などを背景に、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という）が施行されました。

これまでの公共工事は、価格のみによる競争が中心でしたが、この品確法の施行を受け、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を行う『総合評価方式』の導入を、国や地方自治体において本格的に進めることとなりました。

ここでは、埼玉県県土整備部・都市整備部における、これまでの総合評価方式に係る取り組み状況や試行結果などについてご紹介します。

2. 埼玉県の公共調達改革への取り組み

昨今の地方自治体の公共調達に絡む談合等の不正行為に対する社会的批判の高まりを背景に、より公平・公正な公共調達が必要とされています。

とりわけ、本県の上田知事が、全国知事会の

「公共調達に関するプロジェクトチーム」の座長であることを受け、公共調達改革に積極的な取り組みを行っています。

現在、談合を防止する入札制度改革として、透明性や競争性を高めるため、「一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止」のほか、「総合評価方式の拡充」などを、『公共調達改革』の柱として位置づけています。

もとより、公共調達は、工事等の品質が確保されるとともに、限られた財源を効果的に活用し、適正な価格で実施されなければなりません。

本県は、談合等の不正行為を根絶するとともに、良質で公正な公共調達に全力で取り組んでおります。

3. 埼玉県の総合評価方式の試行状況

埼玉県では、平成18年度から平成20年度までの3年間を総合評価方式の試行期間とし、実施しております。

評価型式は、現在、簡易型、簡易提案型（Aタイプ、Bタイプ）、技術提案型の3形式4タイプ設定し、工事の特性に応じて選択するようになっています。

「試行件数」については、平成18年度は115件、平成19年度は187件実施し、平成20年度は200

件を目標に試行中であり、年々拡充を図りながら実施しています。

また、評価値算出にあたっては、平成18年度に除算方式を、平成19年度の後半に一部加算方式を採用し、平成20年度は、除算加算を約半々で試行する予定であります（表－1）。

表－1 総合評価試行件数							
年 度		H18		H19		H20	
目 標		100		150		200	
実 施		115		187		【200】	
上記うち 除算方式	上記うち 加算方式	115	0	155	32	【100】	【100】
(注) 1. 対象は県土整備部・都市整備部。 2. 【 】内は予定。							

「工事成績評定点」については、総合評価対象工事の平均点が、平成18、19年度のいずれにおいても、全体工事の平均点より約2点アップしています。

このことから、総合評価方式により発注した工事は、通常より高い品質が確保されていると考えております（表－2）。

表－2 工事成績評定点			
年 度	H18	H19	H20
全体工事	77.4点	77.7点	—
総合評価工事	79.9点	79.6点	—
(注) 1. 対象は県土整備部・都市整備部。 2. H19は、H20.8月末までの完成分を集計。			

とりわけ、総合評価方式は、「良い工事」を行うことが「次の仕事」へとつながるといった良い循環が生まれることから、公共工事の一部に総合評価方式を導入することで、全体の工事成績評定点も向上するといった結果も得られています。

技術力の評価により、最低価格以外の入札参加者が落札する「逆転」については、より技術が評価されるようにガイドライン等の改定や加算方式の導入を図ってきた影響もあり、逆転の率は年々

増加しています。

逆転は結果ではありますが、その説明責任の観点から、引き続き、検証・検討が必要な大きな課題と考えています（表－3）。

表－3 最低価格以外の入札参加者の落札（逆転）

年 度	H18	H19	H20
総合評価工事	9(7.8%)	31(16.6%)	11(26.8%)
(注) 1. 対象は県土整備部・都市整備部。 2. ()内は、総合評価試行件数に占める割合。 3. H20は、8月末分までを集計。			

ここで、埼玉県での総合評価方式の実施事例を紹介します。

■事例1：環境への配慮（写真－1，2）

【工事名】河川改修工事

【指定した課題】工事施工箇所に隣接する、ホテル生息地に対する環境対策全般

【提案内容】

- コンクリート打設による河川の水質汚染を防止するため、事前・事後に水質調査を実施
- 現場施工中に発生した石・岩を景観、環境に配慮して配置する。
- 工事の実施にあたり、地元の『ホテル愛好会』との連絡調整を密に行う。
- 施工現場内の盛土法面に植生マットを設置することで、緑地の創出を図る。

【実施効果】

- 施工における水質汚染もなく、近隣住民（ホ



写真－1 水質調査の実施状況



写真-2 ホタル愛好会と現場確認

タル愛好会) との関係も良好に工事を完成させた。

■事例2：施工上の工夫（写真-3，4）

【工事名】橋りょう修繕工事（耐震補強その2，3）

【指定した課題】橋脚RC巻立のコンクリート構造物の良好な施工

【提案内容】

- 狭小部に打設するコンクリートの品質を高めるため、流動化剤の使用とコンクリート投入口の設置
- 後施工アンカーの確実な施工を実施するため、超音波探傷試験器による長さ試験の全数調査の実施
- 既設コンクリート表面処理の飛散防止対策のため、自己回収型のサンドブラスト工法の採用

【実施効果】

- 詳細な施工管理により耐震補強の品質を向上



写真-3 狭小部の投入口設置



写真-4 超音波試験の現場立会

させた。また、周辺への粉塵等の飛散を防止した。

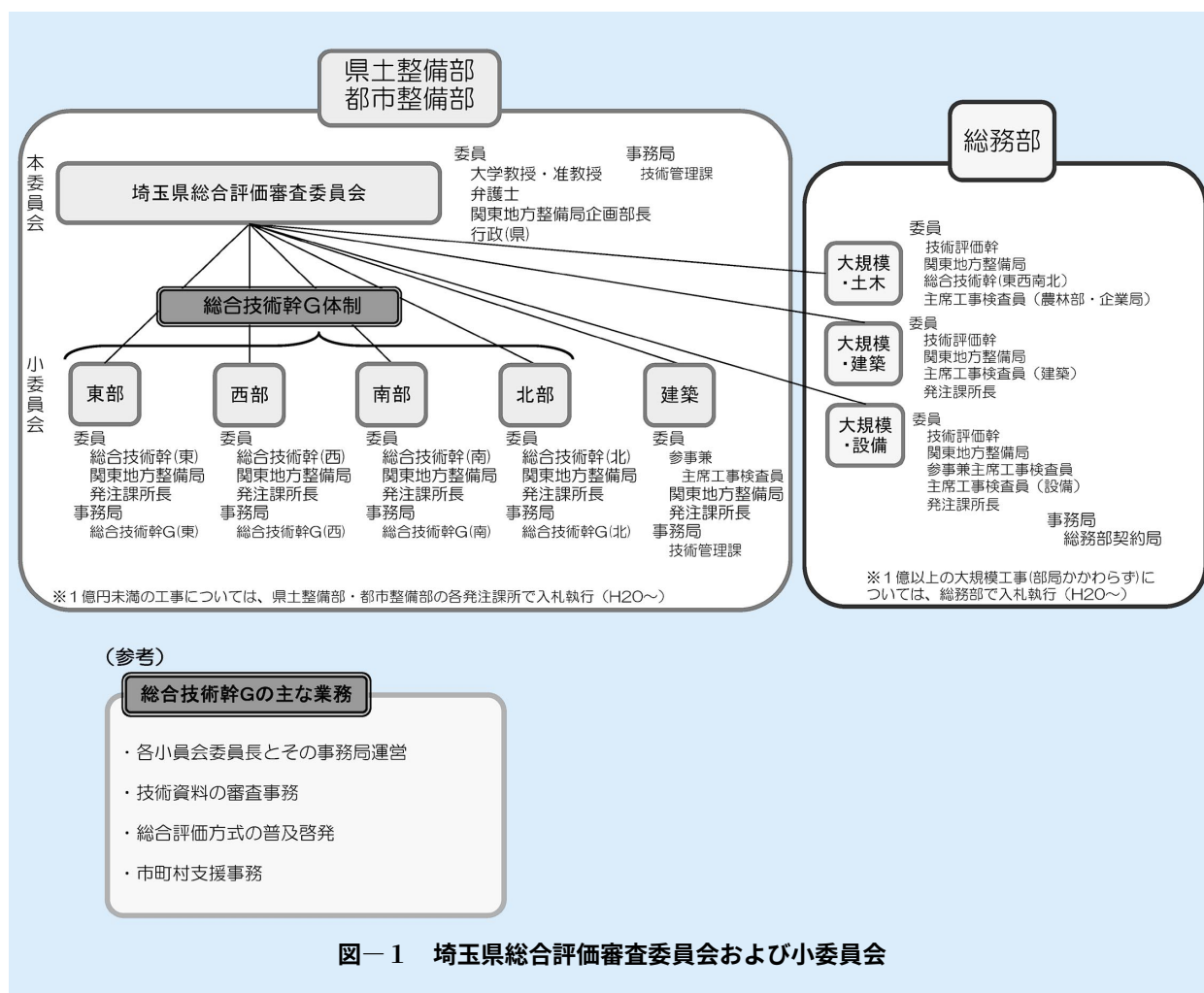
以上の事例にもあるように、総合評価の実施によって品質の向上が確保がされており、このほかにも発注担当者から、「請負業者が真剣かつ誠実に工事完成に取り組む姿勢がみられる」「現場にあった優秀な技術者が確保できる」など、効果、成果が挙げられています。

4. 埼玉県における執行体制の試み

埼玉県では、平成18年度の総合評価方式導入にあたって、目標試行件数を、平成18年度100件、平成19年度150件、平成20年度200件に設定しました。

このため、総合評価方式における学識経験者の意見聴取の場として、「ガイドライン」等に関して審議する『埼玉県総合評価審査委員会』（以下「本委員会」という）と、個々の工事案件を審議する『埼玉県総合評価審査小委員会』（以下「小委員会」という）の2段階かつ複数の小委員会を置くことで、事務の分散と機動性を持たせることとしました。

現在では、執行予算額1億円以上の大規模工事案件について取り扱う大規模工事の「土木」「建築」「設備」の三つの小委員会、1億円未満の工事について県内を4区域に分けた「東」「西」「南」「北」の小委員会、「建築」専門の小委員会



を設置し、県内のさまざまな工事案件に対応しています(図ー1)。

複数の小委員会のうち、特に県内4地域「東」「西」「南」「北」に配置した小委員会には、その委員長として『総合技術幹』を配置してありました。

さらに増加する事務に対応すべく、平成20年度からは、東西南北の四つの各総合技術幹に担当職員3名を配置し、総合評価の専門組織『総合技術幹グループ』として拡充を行いました。

総合技術幹グループの事務は、「小委員会の運営」のほか、「技術資料の評価事務」や「市町村支援」等も行っています。

これまで県では各発注課所において「技術資料の評価事務」を行っていましたが、平成20年度からは、評価の難しい技術提案部分について、第三者である四つの総合技術幹グループが評価事務を

行い、客観的かつ公正な審査に努めています。

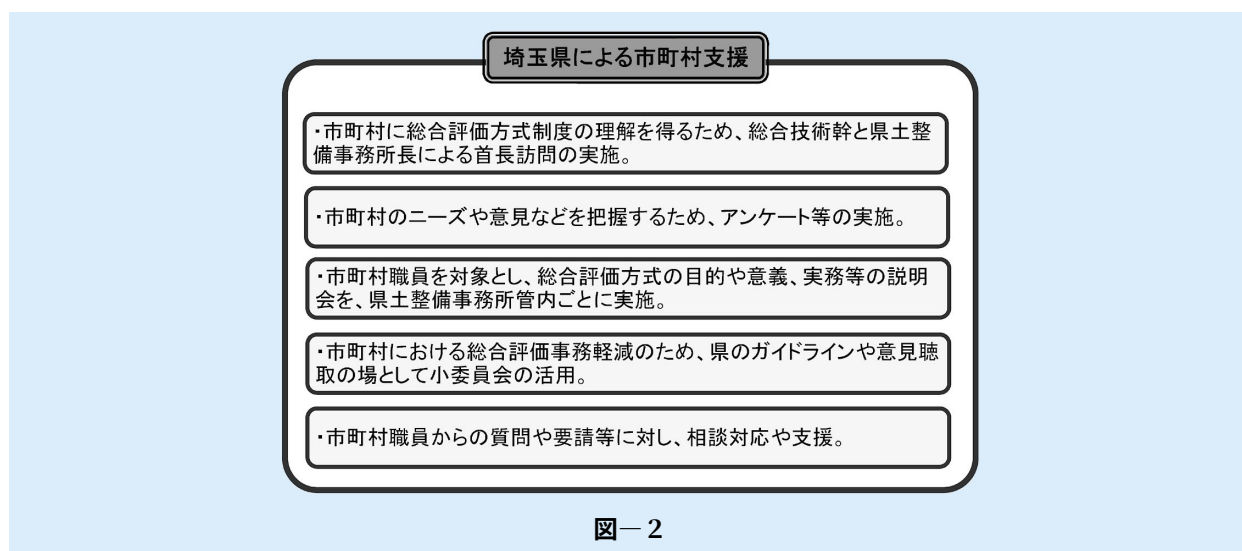
また、評価事務の一部を総合技術幹グループで一元的に効率的に行うことによって、発注担当者の事務を一部軽減することもできました。

現在、この総合技術幹グループが組織的にうまく機能しており、県における総合評価方式の試行も順調に進んでいます。

このため、今後、総合評価件数が増え、さらに増加する事務量については、事務の簡素化と総合技術幹グループの拡充により、対応していきたいと考えております。

5. 市町村導入に向けた県の取り組みと市町村の導入状況

埼玉県内の70市町村(40市29町1村)においても、公共調達改革の一環として、総合評価方式の



導入に取り組んでいます。

しかしながら、市町村では、総合評価に係る事務量増加、技術者の不足、総合評価実施体制など、実施上の課題や懸念を多く抱えており、このため県では、国と連携を図りながら、市町村支援に力を入れ、さまざまな取り組み行っています（図-2）。

平成18年度は、政令市であるさいたま市を含めた4市でのみの総合評価方式の試行でしたが、こういった取り組みを行ったことにより、各市町村に御理解をいただき、年々その成果があがってきたと、感じています。

平成19年度には、24市町（18市6町）で総合評価を実施するほどになりました。

平成20年度は、9月末の集計では、県内半数を超えた48市町（36市12町）において、総合評価方式を導入する意向と伺っています。

引き続き、県内市町村において、さらなる導入が図られるよう、市町村と意見を交えながら、積

極的に支援をしていきたいと考えています。

6. おわりに

県では、平成21年度からの総合評価方式の本格実施に向け、さまざまな検証・検討を重ねながら、これまで試行を進めてきました。

しかしながら、総合評価方式は、運用の緒についたばかりであり、これまで同様、総合評価方式を実施しながら、改善拡充を図っていくことが大事であると考えています。

さらに、公共工事発注者の責務として、県民への説明責任が果たせるよう、透明性・競争性の高い制度とする必要があると考えています。

県民の目線に立ち、埼玉県独自の優れた総合評価方式制度となるよう、必要な仕組み・体制づくりに、引き続き取り組んでまいります。